

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 杉野 剛  
(公印省略)

令和4(2022)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(特別研究員奨励費)の  
交付内定(追加交付)について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和4(2022)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(特別研究員奨励費)のうち、令和4年10月1日付けでC  
PDに資格を変更した研究代表者の研究課題に対して、別添「令和4(2022)年度交付内定一覧(日本学術振興会交付分追加交付)」(以下「内定一覧」という。)のとおり交付内定をいたしましたので通知します。

ついては、内定一覧の内容を各研究代表者に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

## 記

### I 提出書類及び提出期限

「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等(令和4(2022)年度)」の内容を確認した上で、下記の提出書類を提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		10月14日(金)
① 変更交付申請書(様式A-2-7)	研究代表者	
② 交付請求書(様式A-4-1)	研究代表者	

### II 提出方法

各様式を日本学術振興会のホームページ(<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>)からダウンロードし、作成の上、科研費電子申請システムより日本学術振興会へ提出してください。詳しい提出方法は別紙1をご覧ください。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

### Ⅲ 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

(参考) 交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」こととなった場合
- 継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

### Ⅳ 留意事項

1. 補助条件については、今年度当初の交付決定時に送付したのから変更はありません。
2. 追加交付に伴う補助金の使用については、本件通知日以降、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
3. 変更交付決定については11月上旬、送金については11月下旬に行う予定です。
4. 変更交付申請書（様式A-2-7）に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。
5. 変更交付申請書の提出後から変更交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合には、速やかに「V 提出先・問合せ先」に連絡してください。
6. 追加交付額がない場合も変更交付申請書（様式A-2-7）は提出してください。なお、その場合には、交付請求書（様式A-4-1）の提出は不要です。

### Ⅴ 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1  
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 研究助成第二係  
TEL 03-3263-0164

(添付書類)

別 添「令和4(2022)年度交付内定一覧（日本学術振興会交付分 追加交付）」  
別紙1「変更交付申請書等の提出マニュアル」